

情報セキュリティ管理担当者部会設置要綱

平成20年4月30日

20川総行情第250号

(目的及び設置)

第1条 庁内の情報セキュリティ対策の実施状況を調査し改善するため、情報セキュリティ管理会議（以下「管理会議」という。）を補佐する組織として、情報セキュリティ管理担当者部会（以下「担当者部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 担当者部会は次に掲げる事項について、調査・検討を行う。

- (1) 情報セキュリティ対策の調査に関すること。
- (2) 情報セキュリティ対策の遵守状況に関すること。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条に定める特定個人情報保護評価に関すること。
- (4) その他情報セキュリティ対策に関すること。

(組織等)

第3条 担当者部会には部会長を置き、総務企画局デジタル化施策推進室担当課長をもって充てる。

- 2 担当者は、別表に掲げる所属の職員とし、管理会議の各委員が指名する者をもって充てる。
- 3 担当者部会での調査・検討事項は、管理会議に報告を行う。
- 4 担当者部会の庶務は、総務企画局デジタル化施策推進室に置く。
- 5 担当者部会は、必要があると認めるときには、専門知識を有する者又は関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他必要な事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度管理会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 担当者部会組織

所 属
総務企画局総務部庶務課
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課
総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課（情報公開担当）
総務企画局デジタル化施策推進室